

## 抗 議 声 明

最高裁の J R 浦和電車区事件上告棄却を弾劾する！

最高裁判所第三小法廷は2月6日、 J R 浦和電車区事件〔刑事裁判・平成21年（あ）第1214号〕の上告を裁判官全員一致で棄却した。私たち J R 東海労は、最高裁の反動決定を満腔の怒りをもって弾劾する。棄却した理由は、「弁護人の上告趣意は事実誤認の主張であり、被告本人の上告趣意は憲法28条違反という点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない」という主旨である。憲法28条で認められている団結権を否定したのである。正当な労働組合活動を否定する憲法違反の超反動・不当な決定である。

第一審は、60回の公判が行われた。しかし、東京地裁は2007年7月17日、全員有罪の不当判決を下した。一方、 J R 東日本会社は2007年8月30日、第一審判決を唯一の理由として、美世志会6名を懲戒解雇処分を発令したのである。控訴審は4回行われた。東京高裁は、労働組合活動の正当性を認めたが、全組合員で取り組む職場活動を「犯罪」としたのである。さらに起訴状、第一審判決、第二審判決の事実認定が不一致であるにもかかわらず、控訴棄却したのである。

J R 浦和電車区事件は、 J R 総連・ J R 東労組の運動と組織を破壊することを目的とした政治弾圧であることは明らかである。担当の公安刑事が取調中に「労働組合が平和運動をやるのは生意気だ」「 J R 東労組が内側から壊れないから外から権力が介入するんだ」と言っていたのだ。

この美世志会への不当弾圧以降、「住居不法侵入」「東京駅暴力事件」、松崎明さんをはじめとした関係者に対する2件の「業務上横領事件」、そして、加藤誠二さんへの「蒲郡駅事件」等々、数々の事件がデッチ上げられてきた。まさに国家権力は階級憎悪むき出しにして、 J R 総連への組織破壊攻撃をかけてきたのである。

2002年11月1日、美世志会7名の仲間の突然の逮捕以来、今日までの長期にわたる闘いは美世志会7名の仲間を先頭に J R 東労組・ J R 総連全体の闘いとして、取り込まれてきた。美世志会の仲間は、キャラバン隊を編成し、全国津々浦々を駆け巡った。支援・連帯の闘いは、海外にも広げられた。最高裁への要請行動は223回を数えた。 J R 東海労は、美世志会をはじめ J R 総連の仲間と固く連帯し、えん罪 J R 浦和電車区事件、蒲郡駅事件、えん罪のない社会をつくりだすために闘ってきた。

えん罪 J R 浦和電車区事件を支援する会代表の弁護士、故後藤昌次郎先生は、著書「原点松川事件」の中で、『冤罪は、戦争とならぶ人災である。単なる人災ではない。国家にしかできない「犯罪」、それが戦争と冤罪である。冤罪について語るものは、平和についても語らなければならない』と訴えている。

J R 東海労は、美世志会の仲間、 J R 総連の仲間と共に、あらゆる弾圧を跳ね返し、戦争のない社会、冤罪のない社会、平和・人権・民主主義を守るために、断固闘っていくものである。

2012年2月7日

J R 東海労働組合中央本部